公益社団法人長浜市シルバー人材センター

# 定　　款

## 第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、公益社団法人長浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）という。

（主たる事務所）

第２条　センターは、主たる事務所を滋賀県長浜市に置く。

２ センターは理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

（目　的）

第３条　センターは、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なものまたはその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条および第５条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、およびこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　センターは、前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）　臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、および組織的に提供すること。

（２）　臨時的かつ短期的な雇用による就業またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、職業紹介事業または労働者派遣事業を行うこと。なお、滋賀県知事が「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）」第３９条に係る指定を行った場合は、本号中「軽易な業務」とあるのは「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。

（３）　高年齢者に対し、臨時的かつ短期的なおよびその他の軽易な業務に係る就業

に必要な知識および技能の付与を目的とした講習を行うこと。

（４）　前３号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業およびその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実および社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

## 第２章　会　員

（種　別）

第５条　センターの会員は、正会員、特別会員および賛助会員の３種とし、正会員および特別会員（以下「構成員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

２　正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事長の承認を得たものとする。

（１）　長浜市に居住する原則として６０歳以上の者であること。

（２）　健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望するものであること。

３　特別会員は、センターに功労のあった者または学識経験者のうち、センターの事業運営に必要と認められる者で、理事長の承認を得たものとする。

４　賛助会員は、センターの目的に賛同し、事業に協力する長浜市内に住所または事業所がある個人または団体であって、理事長の承認を得たものとする。

（入　会）

第６条　会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

２　入会は理事長が、前条第２項から第４項までの要件に照らしてその可否を決定するものとする。

３　理事長は前項の決定事項を直近の理事会に報告しなければならない。

（会　費）

第７条　正会員および賛助会員は、総会において別に定める会費規程による会費を納入しなければならない。

２　前項の会費については、その２分の１は公益目的事業のために、残余はその他の事業および管理経費のために充当するものとする。

（退　会）

第８条　　会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

２　　正会員または賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときおよび特別会員が第１号、第２号または第４号に該当するときは、退会したものとみなす。

（１）　　総正会員および特別会員の同意があったとき。

（２）　　会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき。

（３）　　正当な理由なく、会費を１年以上納入しないとき。

（４）　　除名されたとき。

（除　名）

第９条　　会員がセンターの名誉をき損したとき、設立の趣旨に反する行為またはこの定款に反する行為を行ったときその他除名すべき正当な事由があるときは、総会において、構成員の３分の２以上の決議により、その会員を除名することができる。

２　前項の規定により、会員を除名しようとするときは、総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

３　除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格喪失に伴う権利および義務）

第１０条　　会員が第８条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第３章　役　員

（種別、定数および選任）

第１１条　センターに、次の役員を置く。

理事　　１２名以上１６名以内

監事　　３名以内

２　理事のうち、１名を理事長とする。

３　理事長以外の１名を副理事長とし、理事長および副理事長以外の１名を常務理事とすることができる。

４　理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長および常務理事をもって一般社団・財団法人法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

５　理事および監事は、総会において選任する。
６　理事長、副理事長および常務理事は、理事会において選定する。
７　理事および監事は、相互に兼ねることができない。
８　監事は、使用人を兼ねることができない。
９　理事のうち１名は第１号、第２号、および第３号、監事のうち１名は第１号、第２号および第４号に該当しない者から選任しなければならない。
（1）正会員および特別会員（特別会員が法人である場合はその役員および職員）
（2）事務局職員
（3）役員就任時の前 10 年間センターの業務執行理事又は事務局職員であった者
（4）役員就任時の前 10 年間センターの理事又は事務局職員であった者
１０　各理事について、当該理事および当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者または３親等以内の親族その他法令で定める特別な利害関係（以下「特別利害関係」という。））にある理事の合計数が、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
１１　他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
１２　各理事について、各監事と特別利害関係にある者であってはならない。
１３　理事長、理事または監事に異動があったときは、２週間以内に登記し、登記事項証明書その他法令で定める書類を添えて、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

（職　務）

第１２条　理事長は、センターを代表し業務を統轄する。
２　副理事長は、理事長を補佐してセンターの業務を執行し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
３　常務理事は、理事長および副理事長を補佐してセンターの常務を処理し、理事長および副理事長に事故があるときまたは理事長および副理事長が欠けたときは、それらの業務執行に係る職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、センターの業務の執行を決定する。
５　理事長、副理事長および常務理事は毎事業年度毎に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

６　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　理事の業務の執行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。

（２）　センターの業務および財産の状況を調査することならびに各事業年度に係る事業報告および収支決算を監査すること。

（３）　総会および理事会に出席し、意見を述べること。

（４）　理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは不当な事実があると認めるときは、これを総会および理事会に報告すること。

（５）　前号の報告をするため、必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。この場合において、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

（６）　理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

（７）　理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれのある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が発生するおそれがあるときは、その行為をやめることを請求すること。

（８）　その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任　期）

第１３条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、再任されることができる。

３　役員は、第１１条第１項に規定する役員の定数が欠ける場合には、辞任した場合または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

（解　任）

第１４条　役員は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第１５条　役員には報酬等を支給することができる。

２　役員には、その職務の執行に要した費用を弁償することができる。

３　前２項の規定の適用に関し必要な事項は、総会の決議を経て役員報酬及び役員費用弁償規程に定める。

（取引の制限）

第１６条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（１）　自己または第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引

（２）　自己または第三者のためにするセンターとの取引

（３）　センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（責任の免除）

第１７条　センターは、一般社団・財団法人法第１１１条第１項の賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般社団・財団法人法第１１３条第１号に掲げる額から同条第２号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会において構成員の総数の３分の２以上の決議によって免除することができる。

## 第４章　総　会

（種　別）

第１８条　センターの総会は、定時総会および臨時総会とする。

２　前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（構　成）

第１９条　総会は、構成員をもって構成する。

２ 総会における議決権は、構成員１名につき１個とする。

（権　能）

第２０条　総会は、次の事項を決議する。

（１） 役員の選任および解任

（２） 役員報酬及び役員費用弁償規程の改廃
（３） 定款の変更
（４） 各事業年度の事業報告および決算の承認
（５） 会費規程の改廃
（６） 会員の除名
（７） 解散、公益目的取得財産残額の贈与および残余財産の処分
（８） 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
（９） 第１７条に定める役員の責任の免除
(10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

２　前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第２２条第３項の書面に記載した目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（開　催）

第２１条　定時総会は、毎事業年度終了後２箇月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）　理事が必要と認め理事会に招集の請求をし、理事会において開催の決議をしたとき。

（２）　構成員の総数の５分の１以上から、会議の目的たる事項を記した書面により招集の請求があったとき。

３　前項第２号の請求をした構成員は、次の場合には裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

（１）　請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

（２）　請求があった日から６週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

（招　集）

第２２条　総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての構成員の同意がある場合には、その招集の手続を省略することができる。

２　理事長は、前条第２項の規定による請求があったときは、その日から６週間以内に臨時総会を開催しなければならない。

３　総会を招集するときは、構成員に対し、日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を示して、開催の日の１週間前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない構成員が書面によって議決権を行使することができる

こととするときは、２週間前までに通知しなければならない。

（議　長）

第２３条　総会の議長は、その総会において出席した構成員のうちから選任する。

（定足数）

第２４条　総会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決　議）

第２５条　総会の決議は、一般社団・財団法人法第４９条第２項に規定する事項およびこの定款に別に定めるものを除き、総会に出席した構成員の過半数をもって行う。

（書面による議決権の行使等）

第２６条　総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、または他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前２条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

２　理事または正会員もしくは特別会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、構成員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２７条　理事が構成員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、構成員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２８条　総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

## 第５章　理事会

（構　成）

第２９条　センターに、理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　能）

第３０条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）　総会の招集の決定

（２）　重要な規則の制定、変更および廃止に関する事項

（３）　前２号に定めるもののほか、センターの業務の執行の決定

（４）　理事の職務の執行の監督

（５）　理事長、副理事長および常務理事の選任および解職

２　理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務の執行の決定を理事に委任することができない。

（１）重要な財産の処分および譲受け

（２）多額の借財

（３）重要な使用人の選任および解任

（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止

（５）　内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

（開　催）

第３１条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、毎事業年度に３回以上開催するものとする。

（１）　理事長が必要と認めたとき。

（２）　理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

（３）　前号の請求があった日から５日以内にその日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（４）　第１２条第６項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

（招　集）

第３２条　理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第３号の規定により理事が招集したときおよび前条第４号の規定により監事が招集したときを除く。

２　理事長は前条第２号または第４号の規定の請求があったときは、その日から２週間以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに通知しなければならない。
４　前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議　長）

第３３条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第３４条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決　議）

第３５条　理事会の決議は、この定款に別に定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第３６条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第３７条　理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
２　前項の規定は、第１２条第５項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第３８条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。
２　前項の議事録には、出席した理事長および監事が署名しなければならない。

## 第６章　事務局

第３９条　センターの事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。
３　事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
４　その他の職員は、理事長が任免する。

５　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第７章　資産、会計、事業計画等

（資産の管理）

第４０条　センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て定める。

（事業年度）

第４１条　センターの事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画および収支予算）

第４２条　センターの事業計画書、収支予算書ならびに資金調達および設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し理事会の決議を経て定め、直近の総会に報告するものとする。

２　前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

３　第１項の規定により定めた事業計画書等については、毎事業年度開始の日の前日までに滋賀県知事に提出しなければならない。

（事業報告および収支決算）

第４３条　センターの事業報告および収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が、事業報告、貸借対照表および正味財産増減計算書ならびにこれらの付属明細書および財産目録として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会の承認を経て、当該事業年度終了後３箇月以内に滋賀県知事に提出しなければならない。

２　センターは、定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（会計原則）

第４４条　センターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第８章　定款の変更、解散等

（定款の変更）

第４５条　この定款は、第４７条の規定を除き、総会において、構成員の総数の３分の２以上の決議により変更することができる。

２　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第１１条第１項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき滋賀県知事の認定を受けなければならない。

２　前項以外の変更を行った場合には、遅滞なく滋賀県知事に届け出なければならない。

（解散）

第４６条　センターは、一般社団・財団法人法第１４８条第１号、第２号および第４号から第７号までに規定する事由によるほか、総会において構成員の総数の３分の２以上の決議により、解散することができる。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第４７条　センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併によりセンターが消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人または公益財団法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から１箇月以内に、公益認定法第５条第２０号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４８条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第５条第２０号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第９章　情報公開および個人情報の保護

（備付け帳簿および書類）

第４９条　主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備え置かなければならない。

（１）　定款

（２）　会員名簿および会員の異動に関する書類

（３）　役員の名簿
（４）　認定、許可、認可等および登記に関する書類
（５）　総会および理事会の議事録
（６）　財産目録
（７）　役員報酬及び役員費用弁償規程
（８）　事業計画書等
（９）　事業報告、貸借対照表および正味財産増減計算書ならびにこれらの付属明細書
（１０）監査報告
（１１）運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
（１２）その他法令で定める帳簿および書類

（情報公開）

第５０条　センターは、公正で開かれた活動を推進するため、前条に規定するもののほか、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第５１条　センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第１０章　雑　則

（公告）

第５２条　センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（委任）

第５３条　この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

付　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第４１条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

３ センターの最初の理事長は、中川武司とする。

付　則

この定款の変更は、平成２６年４月１日から施行する。

付　則

この定款の変更は、平成２８年５月２７日から施行する。

付　則

この定款の変更は、平成２９年５月２７日から施行する。

付　則

この定款の変更は、令和２年５月３１日から施行する。

付　則

この定款の変更は、令和３年５月２７日から施行する。

付　則

この定款の変更は、令和７年５月２６日から施行する。